

## 平成 26 年度第 4 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 27 年 1 月 27 日（火）14 時 00 分から 15 時 00 分まで
場 所	本庁舎 3 階 304 会議室
出席委員 （10 名）	藤野会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、鈴木委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員
事務局 （10 名）	循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、施設整備・広域担当長、事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、上家主査、宮田主任
傍聴者 （0 名）	なし

### 【開 会】

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席（1 名欠席）のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

（会長） 挨拶

### 【審 議】

（事務局）

それでは、これより進行は会長にお願いします。

（会長）

こんにちは。今日は今年度最後の審議会になります。よろしくお願いします。早速ですけれども、議題 1 について、昨日パブリックコメントが行われましたので、事務局から関連する資料の説明をお願いします。

（事務局）

説明に入る前に、配布資料及び事前に送付しております資料の確認をさせていただきます。

- ・資料 1 改訂 平塚市一般廃棄物処理基本計画（素案） 意見等及び市の当該意見等を考慮した状況の公表（案）
- ・資料 2 改訂 平塚市一般廃棄物処理基本計画（素案）の一部変更に伴う新旧対照表（案）
- ・次第（裏面に席次表）
- ・答申素案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について
- ・答申素案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 第 2 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等について

（事務局）

- ・資料 1 及び資料 2 を説明

(会長)

この件について、御意見等があればお願いします。

(委員)

意見提出者数が 5 名、意見等総数が 25 件となっています。非常に少ないのではないのでしょうか。意見提出者数 5 名のうち、私達の仲間が 3 名です。今後、市としてもどのようにして市民から意見を集めていくのでしょうか。ごみに対する関心はあるはずなので、くだらないような意見でも集めるような取組が必要だと思います。

(会長)

意見の提出者数や意見数は過去のパブリックコメント比べて同じような数なのでしょうか。

(事務局)

平成 24 年 3 月にも現在の平塚市一般廃棄物処理基本計画の改訂にあたりパブリックコメントを実施しておりますが、その際も意見数は 20 件程度、提出者も 5 名程度だったと記憶しています。

(会長)

分かりました。パブリックコメントを入手することや閲覧することが難しいという意見がありました。それに対しては貸出や配布により対応するとの考えを示していただいております。少しでも関心がある人に対するフォローをお願いします。それでは、今後この基本計画はどういった手順で公表することになりますか。

(事務局)

庁内手続きや議会での説明を経て 3 月中に告示等により公開する予定です。

(会長)

次に議題 2 の「一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について」、答申素案が事務局から配布されているかと思いますが、必要事項の説明をお願いします。

(事務局)

・**答申素案** 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について」を説明

(会長)

前もって事務局からは素案資料が送付され意見集約についても終えているところですが、何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

基本的にこの答申では家庭系の臨時ごみについて許可対象の拡大をまとめています。4 ページの「おわりに」のところだけみると現在 101 社ある許可業者を精査していこうとも読み取れます。許可対象の拡大と離れている、あるいは離れていてもよいかとは思いますが、この辺はいかがでしょうか。

(会長)

市の方としての考えはありますか。

(事務局)

先ほど、担当からも説明させていただきましたが、昨年1月の最高裁判例を受け10月に環境省から通知がありました。その中で一般廃棄物処理業の新規許可については自由競争ではなく市の処理計画に沿ったかたちで許可を与えるようにと示されています。そのため、環境省通知を重要なものとしてとらえ、計画にも位置づけていかなければと考えました。

また今回、諮問いたしました臨時ごみの対応については既存の許可業者、この許可業者はどこでもいいというわけではないという考えから審議会の中で議論をいただいたところです。責任をもって任せられる条件については来年度、詳しい条件づくりを検討していきたいと考えております。

(委員)

質問の仕方が悪かったのでしょうか。もう一度お尋ねします。臨時ごみにも許可対象を拡大することは大いに賛成です。それとは別な話として、環境省の通知が出たということですが、現在飽和状態にある許可業者101社に対して、事業系一般廃棄物の処理業者としての制限を設けたり、また新規受付を行わないといった精査をこれからやっていくということですか。

(事務局)

今回の答申を受けまして基本計画の一部改訂を予定しています。資料2では「(2) 収集・運搬体制(52ページ)」について現在は「一般廃棄物収集運搬業の許可は、廃棄物処理法の規定及び本市の基準により、本市による収集・運搬が困難であると認めた場合に行います」としておりますが、今回の環境省の通知等を踏まえた上で「一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、市及び既存の許可業者による収集運搬が現状において困難となっていないため、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行いません」と変更する予定です。

(委員)

ありがとうございます。この答申にも「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねるべき性格の事業とは位置づけられておらず」とあります。既にすごい競争が起きている状況を意見として述べさせていただきます。

(会長)

その他にいかがでしょう。

(委員)

先の委員の意見に関連して、現在101社ある許可業者については、環境省通知等を踏まえ自由競争は非常に厳しいということで新規には許可しないという位置付けだと思います。ただ、精査という言葉からすれば、既存の許可業者に対して経営状況を踏まえて精査するような方向はあるのでしょうか。

(事務局)

この通知がどういった経緯で出されたかを簡単にお話させてください。もともと一般廃棄物は市が計画を定め、実施しなければいけないことが法で定められております。直営部分もそうですが、許可業者に集めていただくものに対しても市に統括的な責任はあります。今回の基本計画においても、家庭と会社から出るごみの量の実績を踏まえ、今後の見通しを算出しています。事業系一般廃棄物の排出量については年間1万8千トンから1万9千トンくらいを想定しており、今後もそう大きく変わることはないだろうと考えています。日量換算すれば50トン。単純に、本市の許可業者が使用している登録車両台数を最大積載量の合計で割りかえすと1台あたり平均2トン強になりますので、1日に必要な車両台数

は 20～30 台といったところでしょうか。単純計算ですが、これらの台数があれば、基本的には計画上の事業系一般廃棄物のごみ排出量については収集運搬が可能であると試算できます。現在、許可業者からは使用している車両台数や契約業者数等の届出をいただいています。今後、1 万 8 千トン現在の収集車両台数で回収できないのであれば、それは問題だとは思いますが、現状においてそれが困難であると考えられない以上、新たに許可を与えることはどうかと思います。

今回の環境省通知自体は、既存の許可業者を締め出すためにだされたものではありません。既存ではなく新規に許可を取得したいという方に対し、どのような考えをもって応えるべきなのかというのが主旨です。そのため、現在の許可業者の精査を意味するものではないことは最初に申し上げておきます。その上で 101 社のうち、体力のある事業者、つまり事業系一般廃棄物のほかに、プラスチックで家庭系一般廃棄物を集めるわけですから、それなりに会社的な体力は必要になります。101 社あると申し上げましても、実際には契約数の少ない小規模の許可業者もあります。50 社未満の契約しかないところは約半数です。こういった小規模な許可業者は、昔ながらの取引先との関係を慣例的に行っているところが多いですが、そういったところを今回の最高裁通知をもってやめてくださいということではありません。そうした許可業者については、これまでとおり廃棄物処理法上の許可基準を遵守して業を行っていただきます。そして、既存の許可業者の中で、家庭系もあわせて業としてやっていきたいという意向があれば、その許可基準にプラスした基準を、今回の審議会でもご議論いただきましたが、市として新たに設け、その基準を満たし、かつ、必要とする許可業者の数において、申請があればやっていただこうかなというのが市の考えです。

今回、「4 おわりに」のところでも最高裁判例を受けた内容を付記しておりますが、この審議会の中でも許可業者の数については意見がございましたので、改めて答申の中で触れさせていただいております。この答申を受け、一般廃棄物処理基本計画にも反映することが必要であるとの認識のもと、臨時ごみとは別のかたちで許可の考え方を整理させていただきました。

(会長)

その他はにいかがでしょうか。

(委員)

101 社のうち半分は小規模だということですが、実際に営業されている許可業者は何社でしょうか。

(事務局)

全社です。

(委員)

101 社の許可業者があるということですが、車は 1 台だけではなく、何十台というところももちろんあります。先ほどの 1 万 8 千トン処理する中で、これからも許可業者を増やせば、収集単価が下落し、採算性があわないということになります。ある程度の自由競争は仕方ないとしても、事業者の絶対数が決まっている以上、行政はどのように対応してくれるのでしょうか。今後も、申請があればまだまだ許可業者を増やす意向はあるのでしょうか。

(事務局)

許可を与える条件には、市の方で処理が困難であることや市の処理計画とあわせて考えることが法律上、必要とされております。今回、一般廃棄物処理基本計画を改訂し、こういった部分を記させていただくことで、原則、新規許可については受付しないことを考えています。

(委員)

わかりました。

(会長)

その他にはいかがでしょうか。特にないようでしょうか。それでは特に修正がないようですので、これを持ちまして答申とすることでよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは次の議題に移ります。議題3「一般廃棄物収集運搬業の不利益処分について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・**答申素案** 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4第2項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等について」を説明

(会長)

この件につきまして、何かご意見はありますか。私の方から、「3 提案」のところで「許可業者に対する行政指導から処分にいたる一連のプロセスや基準を明文化し、周知することが必要である」とあります。現時点では該当するものがないということよろしいでしょうか。

(事務局)

条例上ありません。

(会長)

次に表現上のことですが、4ページ3行目が「散見してきている」とあります。「散見される」ではだめでしょうか。ご検討ください。その他に委員の皆さんからご意見等がありますか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、この不利益処分については、今指摘した内容を一部修正し、答申とすることでよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

「4 その他」として、何か事務局からありますか。

(事務局)

ただいま、ご審議いただきました答申書については3月中に会長から市長に手交いただきたいと考えております。答申を踏まえ、計画を一部見直す箇所もございますので、計画が告示されるより前に手交をいただきたいと考えております。具体的な日程については、市長と藤野会長の調整させていただきます。

来年度のスケジュールについて確認させていただきます。第1回目の審議会は、5月下旬から6月上

旬頃を予定しています。来年度の審議事項としては、一般廃棄物等の処理手数料の改定を予定しています。平成25年10月に新環境事業センターが稼働して1年が丸々経過したかたちになりますので、適正な料金体系とするために、委員の皆様にはご意見をいただきたいと考えております。また、今年度の答申を踏まえ、より具体的な制度設計を立てる上で、随時委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。以上です。

(会長)

手交式は3月にやるということですか、それでも3月までということですか。

(事務局)

3月中を予定しています。

(会長)

料金体系の見直しについては1年経過した上での資料が提示されてくるということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

来年度は手数料の改定について審議するということですが、別の件についても検討することは可能でしょうか。

(会長)

事務局側から提案されたもの以外で、委員から提案された件を検討することについて何か問題がありますか。

(事務局)

基本的には市長の諮問機関の位置付けですので、まずは諮問事項に対する答申をいただく流れはありますが、それ以外にも検討することは問題ないと考えます。

(委員)

パブリックコメントの意見の中に戸別収集に関する内容がありましたので、もう一回検討してはどうでしょうか。

(委員)

議題3のタイトルは、不利益処分についてとありますが、答申のタイトルは許可の取消し等についてとあります。問題はありませんか。

(事務局)

一般的には不利益処分のことですが、答申書の標題は諮問事項と揃えて標記しております。

(会長)

その他にはいかがでしょうか。

(委員)

家庭ごみの有料化について審議会として提言書を出していますが、市長からの諮問がないために、来年度の審議事項としてのせることができないということですか。

(事務局)

過去に審議会から提言書をいただいております。ただ、審議会は基本的には市長からの諮問に対して議論いただく位置付けになります。有料化等の諮問につきましては、改めて、市長と相談の上、諮問するかどうか検討させていただきたいと考えております。

(委員)

先ほど日程の説明がありました。第1回目は5月下旬から6月上旬ということですか。そのときに検討を開始することは難しくても、年間3回から4回開催される中では検討事項として追加される可能性もあるということですか。

(事務局)

当然諮問しようとなればそうなると思います。

(委員)

現段階では、提言書を出した後に、市長から諮問しようということにはなっていないということですね。議会質問でもそれらしいことを環境部長はおっしゃっていましたが。

(事務局)

検討しないということではありません。研究課題はあるという認識のもと、慎重に精査しなさいということですか。

(委員)

研究課題があるということですが、この場にのせないと何も検討できないと思うのですが。

(事務局)

神奈川県内でごみの有料化をやっているところもあります。今回のパブリックコメントにおいても賛成反対、三者三様です。有料化となるとお金がかかる部分もあります。また、平塚市のごみの発生量が減少傾向にあるという事情もあります。そういったところを踏まえ、環境部の中で明確な道筋をどう描くか、もう少しお時間をいただきたいと思います。

(委員)

廃棄物対策審議会では、大局的に議論することが大切です。条例の改定等だけを議論すること、それはそれで重要なのですが、それだけで終わらせてはいけないと思います。本来、一般ごみに対する考え方や方向付けは議論しておかなければいけない場であるはずなのに、市の簡単な部分、小手先についての合意を求めているようにしか思えません。審議会は重要な案件を議論しなければいけない場です。確かに、市長から諮問を受け、議論することも必要でしょうが、それ以外についても、諮問とは分けて研究・検討する部分があってもいいのではないのでしょうか。来年度は市長選の後に開催するという事です。行政的な都合もありますので、その面については一定理解をしますが、市長の考えもあると理解した上で、環境部としての考えをこの審議会での研究テーマとして取り入れることは検討すべきことだと思います。

(事務局)

委員のおっしゃるような部分もありますので、環境部内でもう少し実のある審議会となるよう検討させていただきます。

(会長)

私としては、ごみの有料化については審議会としてそれなりの考え方をまとめ、提言書という形で出しているわけですから、審議会としてこれ以上は市長から諮問がない限り扱えないと思います。むしろ、市議会の場合には議員は直接市長に聞けるわけです。審議会として提言書を市長に出していることは分かっているはずですから、市民の代表として聞いていただきたいと思います。そうすることで次の動きが出てくるかもしれません。それでは、今年度はこれで最後になります。ありがとうございました。

以上